

令和2年度

ひとり親家庭のしおり

奈良県では、ひとり親家庭のみなさまが経済的に自立し、安心して子育てができるよう様々な支援を行っています。子育てや仕事のこと等についての情報をまとめましたので、是非ご利用ください。



就業支援

→P 1～3

子育て支援

→P 3～4

地域・生活支援

→P 5～8

相談窓口

→P 9～11

このしおりを利用される方へ

このしおりは母子家庭の母及び父子家庭の父、寡婦の方への制度等を紹介したものです。制度等の名称の横に付いている印により対象が異なりますので、ご注意ください。

- 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの)が対象
- 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの)が対象
- 寡婦(配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であったもの)が対象

母

父

寡

奈良県

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

電話 0742-27-8678 FAX 0742-27-8107

●就業支援

奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）

奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）は、ひとり親家庭のみなさまの就業による自立のお手伝いをしています。就業相談や講習会の実施、求人情報の提供などを行っています。
また、各市での出張就業相談も行っていますので、お気軽にご利用下さい。

所在地 〒630-8325 奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良（奈良労働会館）
TEL 0742-24-7624 FAX 0742-24-7625
受付 月～土 9時～17時 ※日・祝日・年末年始を除く
※ハローワーク窓口は、月～金
URL <http://www1.odn.ne.jp/smile-center/>



●就業相談 母 父 寡

ハローワークからの求人情報の提供や就業に関する疑問や悩みについて一緒に考え、力になれるようお手伝いします。
就業相談で希望条件が決まれば、その場で求人検索から紹介状の発行までが可能です。

●就業支援バンク登録制度 母 父 寡

就業相談員と面談の上、一人ひとり希望の職種等を登録し、定期的に求人情報や講習会の案内を行います。（年度毎に更新します。）

●自立支援プログラム策定事業 母 父

児童扶養手当を受給されている方を対象に、プログラム策定員との面接相談を行い、一人ひとりのケースに応じた就職までの自立支援プログラムを作り、ハローワークや福祉事務所などと連携して就業までをサポートします。



●法律相談 母 父

離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、弁護士による無料法律相談を実施しています。

◆開催日時：毎月第3土曜日（祝日の場合は第2土曜日） 1人30分程度（13:30～16:30で予約順に個別相談）

4/18(土)	5/16(土)	6/20(土)	7/18(土)	8/15(土)	9/19(土)
10/17(土)	11/21(土)	12/19(土)	1/16(土)	2/20(土)	3/13(土)

●養育費等相談 母 父

離れて暮らす親との面会交流や養育費等の問題について、専門機関の相談員による相談を実施。

◆開催日時：毎月2回 1人60分程度（13:00～、14:00～、15:00～で予約順に個別相談）

4/23(木)	5/12(火)	5/28(木)	6/ 9(火)	6/25(木)	7/14(火)
7/30(木)	8/11(火)	8/20(木)	8/26(水)	9/ 8(火)	9/24(木)
10/13(火)	10/29(木)	11/10(火)	11/26(木)	12/ 8(火)	12/24(木)
1/12(火)	1/28(木)	2/ 9(火)	2/25(木)	3/ 9(火)	3/25(木)

●セミナー・講習会の実施 母 父 寡

就業支援講習会

就職に有利な資格や技術を学ぶ講習会です。受講料は無料で、テキスト代や交通費等は自己負担です。

講座名	実施期間	申込期間	定員	会場
IT講習会（初級者向けパソコン講習会）	秋以降実施予定	未定	未定	未定

就業に向けた能力開発への各種支援

- 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの）が対象
- 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの）が対象
- 寡婦（配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であったもの）が対象

名 称	制 度 の 概 要	
自立支援 教育訓練給付金 ※所得制限あり 	対象講座	①雇用保険法等の規定による一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付及び専門実践教育訓練給付の指定講座 ②その他（知事、福祉事務所設置市村の長が対象とする講座）
	概 要	母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部が給付されます。 申請には必ず受講前に、事前相談が必要です。※市町村ごとに実施状況が異なります。お問い合わせはお住まいの福祉事務所へ（P11）
	受給資格	①児童扶養手当の受給者か、これと同等の所得水準であること ②当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること ※雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある方も、平成29年度から差額が支給されます。
	支給額	受講者が支払った対象講座の受講料の6割相当額 ※支給額は、上限額と下限額の定めがあります。 ※雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある方は、その受給額を差し引いた額が支給額となります。
高等職業訓練 促進給付金・ 修了支援給付金 	対象資格	知事、福祉事務所設置市村の長が定める資格（対象資格の例） ①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥准看護師 ⑦管理栄養士 ⑧栄養士 ⑨歯科衛生士 ⑩理容師 ⑪美容師 ⑫社会福祉士 ⑬製菓衛生師 ⑭調理師 ※市町村ごとに実施状況、対象資格が異なります。 ※お問い合わせはお住まいの福祉事務所へ（P11）
	概 要	母子家庭の母又は父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として「訓練促進給付金」が給付されます。 また、入学前にご相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「修了支援給付金」が支給されます。 ※申請には必ず事前相談が必要です。（9月までの相談で翌年4月から支給。） ※市町村ごとに実施状況、対象資格が異なります。 ※お問い合わせはお住まいの福祉事務所へ（P11）
	受給資格	①児童扶養手当の受給者か、これと同等の所得水準であること ②養成機関のカリキュラムが1年以上あり、資格取得が見込まれること ③仕事又は育児と養成機関への通学との両立が困難であること ④求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練給付金等、高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
	支給額 ※世帯には、扶養義務者（世帯分離している同居の親族）も含まれます。	【訓練促進給付金】 月額：非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円 修業期間の全期間（上限48か月） ※H30年度予定より、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、これらを一連の修業期間とみなして、通算3年分の給付金を支給します。 ※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12ヶ月は、非課税世帯は月額140,000円、課税世帯は月額110,500円になります。 ※支給期間上限の48か月は、取得のために4年以上の課程の履修が必要な資格を目指す者に限り対象となります。 【修了支援給付金】入学前に相談を受けている方 養成機関修了後：非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円
高等職業訓練 促進資金貸付 	概 要	高等職業訓練促進給付金を活用し資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。 ※申請には必ず事前相談が必要です。お問い合わせはお住まいの福祉事務所へ（P11）
	対象者	高等職業訓練給付金の対象となる方
	貸付額	【入学準備金】養成機関へ入学するとき 500,000円以内 【就職準備金】養成機関を修了し、資格を取得したとき 200,000円以内 ※貸付であるため返済が必要ですが、取得した資格を活用して就職し、奈良県内等で5年間従事した時は返還を免除します。
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業 	母子家庭の母、父子家庭の父またはその子どもで、高卒認定試験合格のための講座（通信教育を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の40%が支給されます。また、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の20%が支給されます。 （最大、受講費用の6割、上限150,000円） ※申請には必ず事前相談が必要です。 ※市町村ごとに実施状況が異なります。 ※お問い合わせはお住まいの福祉事務所へ（P11）	

●公共職業訓練 母 父 寡

求職中の方や転職希望の方が対象で、就職を目指し修業に必要な知識や技能を勉強することができます。
お問い合わせは、お住まいのハローワークへ（P9）

●奈良県福祉人材センター 母 父 寡

福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供など様々な事業を行っています。
〒634-0061 橿原市大久保町320番地11 奈良県社会福祉総合センター内
TEL：0744-29-0160 FAX：0744-29-6114
月～金 9:00～17:00（祝日を除く）

●奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター 母 父 寡

（社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・パーソルテンプスタッフ株式会社特定委託業務共同事業体）
働いた経験が少なく自信がない、仕事がなかなか見つからないといった「働く」ことに関する困りごとを抱えた方へ、1人ひとりにあったオーダーメイドの就労支援を行います。（十津川村を除く町村部にお住まいの方が対象）
〒634-0061 橿原市大久保町320番地11 奈良県社会福祉総合センター1階
TEL：0120-85-1225 メール：cysupportc@nara-syakyo.jp

●子育て支援

保育関係

●利用者負担額の無償化 母 父

ひとり親家庭の課税状況に応じて、保育所や幼保連携型認定こども園の利用者負担額が**無償**になります。

●多様な保育サービス 母 父

保育所等で提供

延長保育 （有料）	就労形態の多様化や通勤時間の増加に対応するため、時間を延長して行う保育
休日保育 （有料）	日・祝日に保護者が仕事などの場合に実施する保育
一時預かり （有料）	保護者の急病等で家庭での育児が困難な場合に一時的に実施する保育
病児・病後児 保育（有料）	子どもが病気、または病気回復のときに行う保育
夜間保育 （有料）	就労形態の多様化に応じて、夜10時頃まで行う保育

※延長保育・休日保育は入所児のみ

保育所等以外で提供

トワイライト ステイ（有料）	保護者などが仕事などで帰宅が夜間になることが多く、家庭での保育が困難な場合に午後10時まで児童福祉施設で子どもを預かる保育
ショートステイ （有料）	保護者が病気や災害等の緊急時に保育が困難になった時に児童福祉施設で一時的に子どもを預かる保育
ファミリー サポートセンター （有料）	子どもを預けたい人と預かる人が会員登録し、センターがお互いをコーディネートして子育て家庭を支援するサービス。

ひとり親家庭の児童は、市町村により、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。
詳しくは市町村保育担当課へお問い合わせください。

●放課後児童クラブ 母 父

放課後や夏休みなどの休校日に仕事等のために保護者が家庭にいない小学生の遊びや生活の場を提供しています。
施設の多くは、学校や児童館などに併設されています。
詳しくは市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

●ひとり親家庭等日常生活支援事業



ひとり親家庭の親・寡婦が修学等自立に必要な理由や疾病などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員が身の回りの世話などを行うサービスです。

◆家庭生活支援員：

母子福祉団体等に登録された旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上又はこれと同等の研修修了者・保育士・幼稚園教諭・看護師（准看護師）の有資格者

◆支援内容：生活援助（利用者宅で家事全般・介護 等）子育て支援（家庭生活支援員宅で保育サービス 等）

◆利用額

区 分		生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	児童扶養手当支給水準世帯	その他の世帯
利用者負担額 (1時間あたり)	生活援助	無料	150円	300円
	子育て支援		70円	150円

※生活援助・子育て支援は1時間単位の利用を基本単位とします。

※家庭生活支援員の派遣期間は同一家庭において、利用時間に制限があります。

※登録申請は、お住まいの市町村福祉担当課へ（P11）

相談窓口

※18歳未満の子どもに関する相談

●来所と電話による相談窓口

相談機関	連絡先	相談日時	相談内容など
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788 奈良市紀寺町 833	月～金 9:00～17:00 ※虐待などの緊急の相談や通告は中央こども相談センターで24時間受付	子どもに関するあらゆる相談や援助
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079 大和高田市大中 17-6		
児童家庭支援センターてんり	0743-63-8162 天理市別所町 715-3	月～金・日 10:00～19:00 ※緊急時は土・夜間も受付可 ※FAX・Eメールは24時間受付	子育てや家庭に関するあらゆる悩み相談 Eメール tenri@sand.ocn.ne.jp FAX 0743-68-1721
児童家庭支援センターあすか	0744-44-5800 桜井市谷 265-4	月～土 9:00～17:00 ※緊急時は日・祝・夜間も受付可 ※FAX・Eメールは24時間受付	子育てや家庭に関するあらゆる悩み相談 Eメール asuka-ga@gaea.ocn.ne.jp FAX 0744-44-5811

●電話による相談窓口

相談機関	連絡先	相談日時	相談内容など
子どもと家庭テレホン相談 (奈良県中央こども家庭相談センター内)	0742-23-4152	月～金 9:00～20:00 土・日・祝 9:00～16:00 ※年末年始を除く	育児やしつけ等についての相談
子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く	子どもの人権に関する様々な相談
奈良いのちの電話	0742-35-1000	24時間 ※年中無休	あらゆる悩み相談
奈良すこやかテレフォン	0742-35-1002	月～金 18:00～21:00 土日祝 10:00～16:00	子育てについての悩み相談

養育費について

養育費は子どもを監護・教育するために必要な費用です。平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子どもの利益を最優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。離婚の際に養育費の取り決めをするのが理想的ですが、離婚後でも養育費請求の調停を申し立てることはできます。

問い合わせ先

●養育費については → 奈良県スマイルセンターの養育費等相談(P1)もしくは、
養育費相談支援センター 0120-965-419 (※携帯電話・PHS 03-3980-4108)

●法律関係については → 奈良県スマイルセンターの法律相談(P1)もしくは、法律相談機関(P10)へ

●地域支援

●福祉事務所

ひとり親家庭、寡婦、児童の自立に必要な援助など福祉全般についての相談窓口です。

●母子・父子自立支援員

福祉事務所に配置され、ひとり親家庭等の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所と連携を図り、自立を支援します。また、県の母子・父子自立支援員が各市等の福祉事務所に出張相談を行い、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談に応じています。面談相談は出張等で不在場合がありますので事前にご連絡ください。

●家庭相談員

福祉事務所の家庭児童相談室に配置され、家庭で子どもを養育していく上で様々な相談に応じています。

●児童（民生）委員

社会福祉の精神を持った経験豊かな人が県内各地域で生活や子どものことについて広く相談に応じています。

母子・寡婦福祉団体

●奈良県母子福祉連合会

母子家庭の母や寡婦など同じ境遇で同じ悩みを持つ人々が自主的に集まり、各市・郡では母子寡婦福祉会、県では奈良県母子寡婦福祉連合会という組織を作っています。連合会では、福祉大会や研修会、ひとり親家庭交流会を開催している他、県からの委託を受けひとり親家庭等日常生活支援事業を実施しています。

〒634-0061 橿原市大久保町320番地11 奈良県社会福祉総合センター 4階

TEL : 0744-29-0188 FAX : 0744-29-0189

月～金 9:00～17:00（土日祝は休業）

●ひとり親家庭等日常生活支援事業（P4）

●ひとり親家庭交流会 バス旅行やいちご狩り等で親交を深め、日頃の悩みもお聞きます。

●奈良県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度を通じて地域での安定した生活を支援しています。

また、奈良県フードレスキュー事業として、喫緊の生活に困窮している方に対し、安定した相談支援へ結びつけるため緊急の食料支援を行っています。

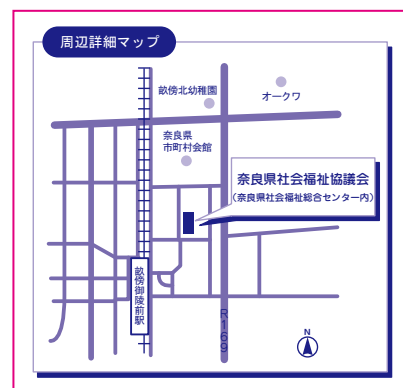
お住まいの市町村社会福祉協議会または奈良県社会福祉協議会へお問い合わせください。

〒634-0061 橿原市大久保町320番地11

奈良県社会福祉総合センター 1階

TEL : 0744-29-0100 FAX : 0744-29-0101

月～金 9:00～17:00（祝日を除く）



●生活支援

●児童扶養手当（所得制限あり）

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、母、父又は養育者に対して支給されます。
詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

令和2年4月～

区分	児童 1 人	児童 2 人	児童 3 人
全額給付	月額43,160円	月額53,350円	月額59,460円
一部支給（10円刻み）	月額10,180円～43,150円	月額15,280円～53,330円	月額18,340円～59,430円

●遺族基礎年金・遺族厚生年金（納付要件あり）

被保険者が亡くなり、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）に年金が支給されます。国民年金からは「遺族基礎年金」が、厚生年金からは「遺族基礎年金＋遺族厚生年金」が支給されます。ただし、保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。

遺族年金について詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

奈良年金事務所（Tel0742-35-1372）・大和高田年金事務所（Tel0745-22-3531）・桜井年金事務所（Tel0744-42-0033）

●ひとり親家庭等医療費助成

下記の方は医療費の自己負担が助成されます。

- ・児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を扶養している配偶者のない男女とその児童
 - ・父母のいない児童と父母のいない児童を養育している配偶者のない男女、婚姻をしたことのない男女
- 市町村がそれぞれの条例に基づき実施する制度であるため、市町村により内容が異なる場合があります。
詳しくは、お住まいの市町村福祉医療担当課へお問い合わせください。

●税控除（寡婦控除・寡夫控除）

ひとり親家庭の方で児童を扶養している方は所得税や住民税が控除される場合があります。

詳しくは税務署・市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

●JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当の受給世帯の方は3割引で通勤定期乗車券を購入できます。

詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

●公営住宅への入居

県営住宅では年4回ある入居者募集の際にひとり親家庭向けの別枠（一般福祉世帯向け）を設けています。市町村にもひとり親家庭向けの公営住宅を設置している場合があります。

詳しくは、奈良県住まいまちづくり課（Tel0742-27-7539）へお問い合わせ、または、ホームページをご覧ください。

●交通遺児等援護事業（実施主体：奈良県社会福祉協議会）

交通事故や自然災害で保護者を失った満18歳未満の児童に激励金（1人10万円）が給付されます。

また、小・中・高校への入学時に、入学祝金（1人5万円）が給付されます。

平成27年4月より、就職又は大学等への入学予定の児童を対象に、就職・入学準備金（1人10万円）として給付事業を実施しています。

詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

●住居確保給付金

離職又は自営業等を廃業した方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分を支給するとともに、就労支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給要件など詳しくは、奈良県地域福祉課のホームページ「生活困窮者自立相談支援機関の窓口一覧」をご覧ください。
お住まいの地域の相談窓口までお問い合わせください。

修学の援助

●奈良県子どもの「心と学び」サポート事業（地域型生活・学習支援）

（社会福祉法人奈良県社会福祉協議会）

様々な事情で子育てに不安のある家庭や、しんどさを抱えた子どもたちに関する相談に応じます。身近な地域での居場所づくりや家庭訪問を通じた心のケア・学習のサポート等を行います。

（十津川村を除く町村部にお住まいの方が対象）

〒634-0061 橿原市大久保町320番地11 奈良県社会福祉総合センター1階 TEL：090-5158-6411（学習支援直通）

●生活福祉資金貸付制度

奈良県社会福祉協議会が主体となり、低所得者や障害者を対象に各種資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることにより、安定した生活を支援しています。

申込み方法等詳細については、お住まいの市町村社会福祉協議会または奈良県社会福祉協議会（P5）へお問い合わせください。

●奈良県高等学校等奨学金、日本学生支援機構奨学金

経済的な理由により修学が困難な方に資金が貸与されます。詳しくは学校の先生にご相談ください。

●母子父子寡婦福祉資金貸付金 母 父 寡

母子家庭、父子家庭や寡婦の方と面談相談の上、真に必要とされる場合に低金利または無利子で各種資金を貸付し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的としています。

すべての貸付金額は、貸付の上限額を記載しています。必要額と返済の見通しによって個別に貸付金額が決まります。世帯状況等によっては限度額までご利用できない場合もありますのでご注意ください。

詳しくは、お住まいの福祉事務所（P11）へお問い合わせください。

※予算には限りがありますので、全ての人が利用できない場合があります。

※既に払われた費用は対象になりません。

※原則として連帯保証人が必要です。借主の就労状況や収入状況、貸付額などによっては連帯保証人が必須になる場合もあります。

※修学資金等の児童のための資金は実際に修学等をされる方も連帯して法的債務を負担する連帯借主となります。

※他制度で同種の資金の貸付を受けている場合は本制度の貸付の対象になりません。

※償還（返済）を怠った時は、滞納した日数を計算し、元利金につき年3%の違約金が発生します。

※下記資金のほかに、事業開始資金及び事業継続資金があります。（審査に時間がかかりますので、事前にご相談ください。）

※住宅資金については購入・改築前に申請が必要です。また、実地調査を受ける必要があります。

資金名	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	別表 1	就学期間中	卒業後 6 ヶ月	10年以内	無利子
就学支度資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 就学、修業するために必要な入学金、被服、くつ、靴等に必要資金(小・中学校については所得制限あり)	別表 2		卒業後 6 ヶ月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修業資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要資金	月額 68,000円以内 特別 460,000円以内 (※1)	知識技能を習得する期間中 5 年以内	知識技能習得後1年	10年以内 (予定)	無利子
就職支度資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、父母のない児童、寡婦 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円以内 特別 330,000円以内 (※2)		1年	6年以内	無利子 (母・父・寡婦は連帯保証人なし年1%)
技能習得資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要資金	【一般】 月額 68,000円以内 【特別】 一括 816,000円以内 運転免許 460,000円以内	知識技能を習得する期間中 5 年以内	知識技能習得後1年	10年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
医療介護資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、寡婦 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要資金	【医療】 340,000円以内 特別 480,000円以内 【介護】 500,000円以内		6 ヶ月 知識技能	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)

資金名	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
生活資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	◎知識技能を取得している間 ◎医療若しくは介護を受けている間 ◎ひとり親家庭になって間もない(7年未満)母(父)の生活を安定継続する間(生活安定期間) ◎失業中 上記の期間で生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金	【一般】 月額 105,000円 【技能】 月額 141,000円(※3)	◎知識技能を習得する期間中5年以内 ◎医療又は介護を受けている期間中1年以内 ◎離職した日の翌日から1年以内	習得後等6ヶ月	技能習得10年以内 医療・介護5年以内 生活安定8年以内 失業5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
住宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するのに必要な資金	特別 1,500,000円 2,000,000円(※4)		6ヶ月	6年以内 特別7年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
転宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
結婚資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	母子(父子)家庭の母(父)の扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)

- ※1 高校3年時就職予定の児童が自動車運転免許を取得する場合
 ※2 一部自動車を購入する場合
 ※3 生活安定期間の貸付は月額105,000円、合計252万円を限度額とし、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については1,236,000円を限度額とします。
 ※4 災害等により、住宅が全壊等の場合

別表1 修学資金貸付限度額(月額)

単位：円以内

			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅 通 学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自 宅 通 学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高 等 専 門 学 校	国公立	自 宅 通 学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅 通 学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅 通 学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000	78,000			
	私 立	自 宅 通 学	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500			
短 期 大 学	国公立	自 宅 通 学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私 立	自 宅 通 学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大 学	国公立	自 宅 通 学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自 宅 通 学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大 学 院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000			
専修学校（一般課程）			49,500	49,500			

※生活保護世帯の方は貸付限度額が異なりますので、お問い合わせください。

別表2 就学支度資金貸付限度額

単位：円以内

	小学校	中学校	国公立高校	私立高校	国公立大・短大等	私立大学・短大等	国公立大学院	私立大学院	修業施設等
自宅通学	64,300	81,000	150,000	410,000	410,000	580,000	380,000	590,000	272,000
自宅外通学			160,000	420,000	420,000	590,000			282,000

※生活保護世帯の方は貸付限度額が異なりますので、お問い合わせください。

●相談窓口一覧

●職業紹介機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
ハローワーク奈良	0742-36-1601	奈良市法蓮町 387 (奈良第3地方合同庁舎 1F)	月・水・金 8:30～17:15 火・木 8:30～18:00 第2・第4土曜日 10:00～17:00 (第1・第3土曜日・休祝日・年末年始休)	就職・職業に関するあらゆる相談や紹介等を実施。 《ハローワークインターネットサービス》 https://www.hellowork.go.jp/
ハローワーク大和高田	0745-52-5801	大和高田市池田 574-6	月～金 8:30～17:15 (土・日・休祝日・年末年始休)	
ハローワーク桜井	0744-45-0112	桜井市外山 285-4-5		
ハローワーク下市	0747-52-3867	吉野郡下市町下市 2772-1		
ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	大和郡山市観音寺町 168-1		
マザーズコーナー	0742-36-1601	奈良市法蓮町 387	月～金 8:30～17:15 (土・日・休祝日・年末年始休)	子育てしながら就職を希望されている方の就職支援 (各ハローワーク内)
	0745-52-5801	大和高田市池田 574-6		
	0744-45-0112	桜井市外山 285-4-5		
ふるさとハローワーク	0744-25-8010	橿原市八木町 1-7-36 (橿原市役所北館 2F)	月～金 9:30～17:00 (土・日・休祝日・年末年始休)	就職・職業に関するあらゆる相談や職業紹介等を実施。
	0747-26-0103	五條市本町 1-1-1 (五條市役所内)		
	0743-73-1105	生駒市元町 1-6-12 (生駒セイセイビル 4F)		
奈良県地域就職支援センター	0742-25-3708	奈良市西木辻町 93-6 (エルトピア奈良 1F)	月～金 8:30～17:00 (土・日・休祝日・年末年始休)	就職・職業に関するあらゆる相談や職業紹介等を実施。
ワークサロン大和高田 (大和高田地域就職支援センター)	0745-41-8609	大和高田市幸町 2-23 (奈良県産業会館 3F)		
まっち☆ジョブ王寺 ～ハローワーク～	0745-41-8601	北葛城郡王寺町久度 2-2-1 (リーベル王寺東館 5F 王寺町 地域交流センター内)		
天理市しごとセンター	0743-88-8609	天理市川原城町 605 天理市役所地下 1 階		
奈良県奈良しごと i センター 無料職業紹介所	0742-23-5729	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良内	月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)	しごととマッチングアドバイザーがあなたに合った企業の求人を紹介。

●就業相談機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
奈良県スマイルセンター	0742-24-7624	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	月～土 9:00～17:00 (12:00～13:00 を除く) (日・祝日・年末年始は休み)	ひとり親家庭等の就業相談・講習会の実施。
奈良県女性センター 働く女性支援相談窓口	0742-27-2302	奈良市東向南通 6	火～土 (休館日、祝日、年末年始は休み) 9:30～17:30(13:00～14:00 を除く)	女性が働くこと、働き続けることに関する様々な相談。 面接相談は要予約。
女性の再就職準備相談窓口 (旧：子育て女性就職相談窓口)	0742-24-1150			再就職を目指す女性を対象とした就業相談(面接相談は要予約)
奈良しごと i センター	0742-23-5730	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	月～土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始は休み)	総合就業相談窓口。キャリア形成などの就業支援、キャリアカウンセリングを実施。
ならジョブカフェ	0742-23-5730		月～土 10:00～18:00 (日・祝日・年末年始は休み)	若者を対象に、就職に関する様々なサポートをする “しごと探しスポット”
高田しごと i センター	0745-24-2010	大和高田市幸町 2-33 奈良県産業会館 3F	月～土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始は休み)	総合就業相談窓口。キャリア形成などの就業支援、キャリアカウンセリングを実施。

●ファミリー・サポート・センター一覧

名 称	電話番号	住 所
奈良市ファミリー・サポート・センター	0742-34-3305	奈良市三条本町 13-1 奈良市保健所・教育総合センター 2 階
大和高田市子育てサポートクラブ	0745-23-1006	大和高田市池田 418-1 大和高田市総合福祉会館 1 階
大和郡山市こどもサポートセンター	0743-53-1213	大和郡山市高田町 92-16 市民交流会館 2 階
天理市地域子育てサポートクラブ	0743-63-1001	天理市川原城町 605
橿原市ファミリー・サポート・センター	0744-47-2330	橿原市内膳町 1-6-8 橿原市観光交流センター 3 階
桜井市ファミリー・サポート・センター	0744-44-4500	桜井市栗殿 1000-1 桜井市健康福祉センター「陽だまり」
五條市ファミリー・サポート・クラブ	0747-22-2228	五條市本町 1 丁目 3-18 五條市児童館
生駒市子育て支援総合センター	0743-73-5552	生駒市元町 1 丁目 6-12 生駒セイセイビル 3 階
香芝市地域子育てサポートクラブ	0745-79-7522	香芝市逢坂 1 丁目 374 番地 1 香芝市総合福祉センター
葛城市ファミリー・サポート・クラブ	0745-69-5241	葛城市北花内 341 葛城市子育て支援センター
宇陀市ファミリー・サポート・センター	0745-82-2236	宇陀市榛原下井足 17-3
斑鳩町ファミリー・サポート・センター	0745-74-1001	生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 7 番 1 2
川西町子育て支援センター	0745-43-2575	磯城郡川西町唐院 122 川西町ふれあいセンター
ファミサポ明日香	0744-54-5550	高市郡明日香村立部 745
王寺町ファミリー・サポート・センター	0745-73-2001	北葛城郡王寺町王寺 2 - 1 - 23

●女性・法律相談機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時		相談内容など
			電話相談	面接相談	
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083	奈良市紀寺町 833	月～金 9:00 ～ 20:00	月～金 9:00 ～ 16:00	配偶者や恋人等からの暴力に悩んでいる女性のための相談機関
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079	大和高田市大中 17-6	月～金 9:00 ～ 16:00		
奈良県女性センター 女性相談窓口	0742-22-1240	奈良市東向南町 6	火～金 9:30 ～ 18:00 土 9:30 ～ 20:00 日祝 9:30 ～ 17:00 ※いずれも 13:00 ～ 14:00 を除く (月曜日が祝日の場合の直後の平日、年末年始を除く)		女性相談員による女性のあらゆる悩みや問題に関する相談。面接相談は要予約。(必要に応じ弁護士の相談可)
奈良県スマイルセンター	0742-24-7624	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	詳細は P1 参照		弁護士による無料法律相談
奈良弁護士会	0742-22-2035	奈良市中筋町 22-1	(予約受付) 月～金 9:30 ～ 17:00 (相談場所は奈良弁護士会館、県内の弁護士事務所ほか)		弁護士との法律相談
子どもの悩みごと相談	0742-81-3784	電話相談	(予約受付) 月～金 9:30 ～ 17:00		弁護士との法律相談 (子どもに関すること)
日本司法支援センター奈良地方事務所 (法テラス奈良)	0570-078338 050-3383-5450 (IP 電話)	奈良市高天町 38-3	月～金 9:00 ～ 17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く)		法的支援の中心機関

●その他相談機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
奈良県女性センター 男性のための相談窓口	0742-27-0304 予約は 0742-27-2300	奈良市東向南通 6	第 1・第 3 土 17:00 ～ 20:00 (休館日・祝日・年末年始を除く)	仕事、人間関係、家族関係等の悩み相談。面接相談は要予約。
中小企業労働相談所	0120-450-355	電話相談のみ	月～金 9:00 ～ 18:00 (日・祝日・年末年始は休み)	賃金、労働時間などに関する労働問題全般についての相談
北和地区中小企業労働相談所	0742-26-6900	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良内	第 2 土 13:00 ～ 17:00	
中和地区中小企業労働相談所	0745-22-6631	大和高田市西町 1-60 エルトピア中和内	第 4 土 13:00 ～ 17:00	

●福祉事務所・市町村窓口

名 称			電話番号	住 所	福祉資金貸付相談日
奈良市	子ども育成課		0742-34-5042	二条大路南 1-1-1 市役所内	月～金
	西部出張所		0742-34-5042	奈良市学園南 3-1-5 西部会館 2 F	火（9 時～15 時） ※事前に要予約
大和高田市	児童福祉課		0745-22-1101	大和高田市大中 100-1 市役所内	中和福祉事務所 月～金 ※事前に要予約
大和郡山市	こども福祉課		0743-53-1151	大和郡山市北郡山町 248-4 市役所内	
天理市	児童福祉課		0743-63-1001	天理市川原城町 605 市役所内	
橿原市	子育て支援課		0744-22-8984	橿原市内膳町 1-1-60	
桜井市	児童福祉課		0744-42-9111	桜井市粟殿 432-1	
五條市	児童福祉課		0747-22-4001	五條市本町 1-1-1 市役所内	火 ※事前に要予約
御所市	こども家庭相談センター		0745-62-4512	御所市 774-1 いきいきライフセンター内	中和福祉事務所 月～金 ※事前に要予約
生駒市	こども課		0743-74-1111	生駒市東新町 8-38 市役所内	
香芝市	児童福祉課		0745-79-7522	香芝市逢坂 1-374-1 香芝市総合福祉センター内	
葛城市	子育て福祉課		0745-48-2811	葛城市長尾 85 當麻庁舎	
宇陀市	こども未来課		0745-82-2236	宇陀市榛原下井足 17-3 市役所内	
十津川村福祉事務所			0746-62-0902	吉野郡十津川村小原 225-1	随時
奈良県中和福祉事務所			0744-48-3020	橿原市常盤町 605-5 橿原総合庁舎 4 F	
所 管 町 村	山添村	保健福祉課	0743-85-0045	山辺郡山添村大字大西 151	中和福祉事務所 月～金 ※事前に要予約
	平群町	福祉こども課	0745-45-1001	生駒郡平群町吉新 1-1-1	
	三郷町	こども未来課	0745-43-7322	生駒郡三郷町勢野西 1-2-1	
	斑鳩町	福祉子ども課	0745-74-1001	生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12	
	安堵町	こども支援課	0743-57-1591	生駒郡安堵町東安堵 853 福祉保健センター内	
	川西町	健康福祉課	0745-44-2631	磯城郡川西町結崎 28-1	
	三宅町	健康子ども課	0745-43-3580	磯城郡三宅町伴堂 848-1 保健福祉施設あざさ苑内	
	田原本町	こども未来課	0744-33-9036	磯城郡田原本町 890-1	
	高取町	福祉課	0744-52-3334	高市郡高取町観覚寺 990-1	
	明日香村	健康づくり課	0744-54-5550	高市郡明日香村立部 745 明日香村健康福祉センター内	
	上牧町	こども支援課	0745-43-5034	北葛城郡上牧町上牧 3245-1（2000 年会館 1 階）	
	王寺町	子育て支援課	0745-73-2001	北葛城郡王寺町王寺 2-1-23	
	広陵町	こども課	0745-55-6820	北葛城郡広陵町笠 161-2 広陵町総合保健福祉会館	
	河合町	子育て支援課	0745-57-0200	北葛城郡河合町池部 1-1-1	
奈良県吉野福祉事務所			0746-32-5315	吉野郡吉野町上市 133 吉野町中央公民館内	
所 管 町 村	曽爾村	保健福祉課	0745-94-2103	宇陀郡曽爾村今井 495-1	吉野福祉事務所 月・火・木・金 ※事前に要予約
	御杖村	保健福祉課	0745-95-2828	宇陀郡御杖村菅野 1581 老人福祉センター内	
	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856	吉野郡吉野町丹治 130-1 健やか 1 番館 3 階	
	大淀町	福祉課	0747-52-5523	吉野郡大淀町桧垣本 2090	
	下市町	健康福祉課	0747-52-0001	吉野郡下市町下市 1960 番地	
	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031	吉野郡黒滝村寺戸 77	
	天川村	健康福祉課	0747-63-9110	吉野郡天川村南日裏 200	
	野迫川村	住民課	0747-37-2101	吉野郡野迫川村北股 84	
	下北山村	保健福祉課	07468-6-0015	吉野郡下北山村浦向 375 保健センター内	
	上北山村	住民課	07468-2-0001	吉野郡上北山村河合 330	
	川上村	住民福祉課	0746-52-0111	吉野郡川上村迫 1335-7	
	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441	吉野郡東吉野村小川 99	